

「はい、こちら企業の  
労働110番です」  
電話は、労働者数11  
0人の製造業の安全衛生  
担当者からで、「先日、そ  
同業者の会合があり、そ  
の席で、新たにストレス  
でした。

チェック制度が導入され  
ると聞きましたが、どの  
ようなものか、教えてい  
ただければ」とのご相談  
でした。

ご相談のとおり、昨年  
6月、労働安全衛生法の  
はありません。

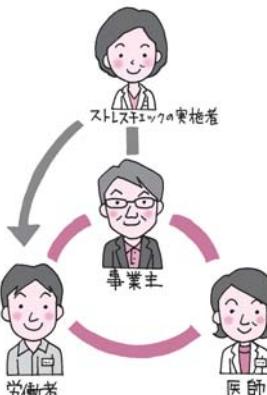
- 対象事業場は、労働



(一社)名北労働基準協会  
副会長 池戸 宏光

## ストレスチェック制度とは

常時使用する  
労働者に対して、  
心理的な負担の  
程度を把握する  
ための検査（ス  
トレスチェック）  
を実施すること  
が事業者に義務  
付けされました。  
(法第66条の10)



進していくためにも、労  
働者が希望するか否かに  
かかわらず、事業者は、  
対象となる労働者全員に  
ストレスチェックを受け  
る機会を提供する必要が  
あります。

- 改正労働安全衛生法Q & A (26・9・1 厚生労働省労働基準局 安全衛生部)
- 労働安全衛生法の一部  
を改正する法律について  
(26・6・25 付け基発0  
625第4号)

改正により「ストレスチ  
エック制度が創設」され  
ました。その概要は、次  
のとおりです。なお、詳  
細は、今後予定されてい  
ます省令・指針等の策定  
によることとなります。

者数50人以上の事業場が  
対象となり、50人未満の  
事業場は当分の間、努力  
義務となります。

○ 対象労働者は、常時  
使用する労働者が対象と  
なります。

士を含めることができます。  
士を含め..

合、事業者は、申出を理  
由とする不利益な取扱い  
は禁止されています。(法  
第66条の10第3項)  
○ 面接指導の結果に基  
づく措置について、事業  
者は、医師の意見を聴き、  
必要な場合は、作業の転  
換、労働時間の短縮その  
他の適切な就業上の措置  
を講ずることとなります。  
(法第66条の10第5項、  
第6項)  
また、面接指導の結果  
については、記録してお  
くこととなります。(法  
第66条の10第4項)  
○ 施行期日は、本年(平  
成27年)12月1日となり  
ます。

- 参考事項
- 改正労働安全衛生法Q & A (26・9・1 厚生労働省労働基準局 安全衛生部)
- 労働安全衛生法の一部  
を改正する法律について  
(26・6・25 付け基発0  
625第4号)

自身のストレスへの気づ  
きを促すとともに、職場  
改善につなげていく一次  
予防にあり、精神疾患の  
早期発見のためのもので  
あります。

○ ストレスチェックの  
実施者は、医師、保健師  
のほか一定の研修を受け  
た看護師、精神保健福祉  
義務となります。この場

イラスト・森沢康代